

一 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

改正案	現行
<p>（普通株式等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>	<p>（普通株式等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの</p>

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第三百三十六条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)(の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に相当する額を

期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 (略)

2〇5 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第三百三十六条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)(の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう

いう。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ (略)

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連

。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ (略)

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法

結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2  
14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、  
外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国  
の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の  
うち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パ  
ーセントのリスク・ウェイトとすることが認められて  
いる主体並びに適格格付機関により付与された格付に  
対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上であ  
る主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

2  
14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、  
銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第  
一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十  
条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントの  
リスク・ウェイトとすることが認められている主体並  
びに適格格付機関により付与された格付に対応する信  
用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をい  
う。

(注3) (略)

二 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)  
第二百六十七条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)  
第二百六十七条 (略)

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)

、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

三 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案

現行

附則

附則

第二条 削除

（自己資本比率に係る経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日まで	四・五	四

(資本調達手段に係る経過措置)

第三条 この告示による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五條第三項若しくは第十七條第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつてこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「新告示」という。）第六條第四項又は第十八條第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの）に限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五條第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつてこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier 1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier 1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の

の期間

六

五・五

(資本調達手段に係る経過措置)

第三条 この告示による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五條第三項若しくは第十七條第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新告示第六條第四項又は第十八條第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの）に限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五條第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier 1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 1資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier 1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二條第二号又は第十四條第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。



額を、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「告示」という。）第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

2 旧告示第六条第一項第三号から第五号まで若しくは第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から

（表 略）

2 旧告示第六条第一項第三号から第五号まで若しくは第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から

当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。)については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)(同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。)

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三

ら当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。)については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。)(同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。)

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三

月三十一日までの間は、告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）  
第五条 告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（表 略）

月三十一日までの間は、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）  
第五条 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（表 略）

2 告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び告示第十  
七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、  
前項の規定により告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式にお  
ける普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額  
に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示  
第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額  
については、告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式における  
その他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧  
告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分  
の額については、告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式にお  
けるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告  
示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に  
該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(非支配株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎  
項目の額（告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支  
配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち  
、告示第八条第一項から第三項までの規定により告示第五条第一項  
第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主  
持分の額、告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本  
に係る調整後非支配株主持分等の額及び告示第七条第一項第五号に  
掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入さ

2 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示  
第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、  
前項の規定により新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算  
式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入さ  
れた額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、  
旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部  
分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式  
におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するもの  
とし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該  
当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号  
の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するもの  
とし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補  
完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項  
目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数  
株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、  
新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一  
項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主  
持分の額、新告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資  
本に係る調整後少数株主持分等の額及び新告示第七条第一項第五号  
に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入さ

れなかつた額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（告示第一条第五十三号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる、連結子法人等のTier2資本調達手段（告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

(調整項目に係る経過措置)

第七条 告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに告示第十四条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上

れなかつた額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第五十三号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（新告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

(調整項目に係る経過措置)

第七条 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十四条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表

欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示

の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するもの

第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における告示  
第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

のとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示  
第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(適用日前における経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認に係る経過措置)

第九条 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

(削る)